

18 化公取協第 11 号
2018 年 7 月 23 日

会 員 各 位

化粧品公正取引協議会

関係法令説明会開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景品表示法違反行為に対する行政処分である措置命令の 2017 年度における件数は、昨年度の 2 倍近い 50 件であり、これは消費者庁発足以来の最多件数となっております。また、2017 年度の後半に行われた措置命令の中には、当該違反行為者が行った強調表示に対する打消し表示の問題性が指摘された事案もありました。

消費者庁は、2018 年度に入って、①2018 年 5 月 16 日、「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」及び②2018 年 6 月 7 日、「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」をそれぞれ公表しましたが、その中で景品表示法上の考え方などを示すことにより事業者には注意を喚起しております。

また、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）について、2018 年 5 月 31 日、公正取引委員会が公表した「平成 29 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」によれば、違反行為に対する法的措置である勧告件数は昨年度より減少しているものの、指導件数については 6,752 件であり、昨年度に比べて 7.1%の増加、そして、親事業者が下請代金から不当に減額した額を下請事業者に返還させる等の原状回復に係る返還額は 33 億 6716 万円に達し、これは 2012 年度に次ぐ過去 2 番目に多い額となっております。

当業界の広告においては、使用体験談等における強調表示と打消し表示の使用例が多くみられるとともに、事業構造においても化粧品に係る製造委託や役務委託がみられますことから、上記のように法執行が強化される状況下にあっては、今後、会員事業者のコンプライアンスの徹底がますます求められるところです。

そこで、当協議会では、会員事業者の違反行為に関する予見性を高めるため、下記のとおり、会員事業者の法務部門及び表示担当部門並びに購買部門及び外注部門のそれぞれの担当者を中心に、関係法令説明会を開催することといたしました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、今回の関係法令説明会にご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2018年9月25日(火) 14:00~16:30
2. 場所 アルカディア市ヶ谷3階 富士(西) (案内図参照)
東京都千代田区九段北4-2-25 TEL 03-3261-9921(代)
3. テーマ (1) 実態調査報告書を踏まえた打消し表示の景品表示法上の考え方
講師：消費者庁 表示対策課 担当官

(2) 下請代金支払遅延等防止法の概要及び違反事例
講師：公正取引委員会 企業取引課 担当官
4. 受講料 無 料
5. 受講資格 化粧品公正取引協議会 東京本部会員
6. 申込方法 同封の申込用紙にて9月10日(月)までに、化粧品公正取引協議会へFAX(03-5472-2536)にてお申込みください。

注)定員は180名のところ、定員に達しだい、申込みを締め切らせていただきます。

なお、多くの会員にご参加いただくため、お申込みは1社2名様までとさせていただきますが、参加申込み状況によっては、空席が出る場合もございますので、参加人数を追加する場合は、締切日直前にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。(TEL 03-5472-2533)

また、受講券等の発行はいたしません。当日そのままお越しください。

以上

化粧品公正取引協議会 行き
 (FAX: 03-5472-2536)

「関係法令説明会」参加申込書
 2018年9月25日(火)

貴社名		
参加者 ご芳名・ご所属 ご連絡先 (1社2名まで)	ご芳名	ご所属
	TEL	FAX
	ご芳名	ご所属
	TEL	FAX

注) 2018年9月10日(月)までにお申し込みください。また、消費者庁及び公正取引委員会の講師に対し、質問がある場合は、別添「質問票」に記載して、申込書と同時に送付をお願いいたします。

なお、定員180名のところ、定員に達しだい、申込みを締め切らせていただきます。

..... きりとり



「関係法令説明会」質問票
2018年9月25日(火)

(質問事項)

(注) 質問時間に限りがありますので、すべての質問にお答えできない場合もあることをあらかじめご承知おきください。